

岩手県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表（最終案）

※ 平成 25 年 2 月 20 日開催の第 3 回岩手県防災会議幹事会議に提出した案から修正した部分（県組織の改編に伴う修正等）には、 を付しています。

震災対策編目次

編名の変更	1
第1章 総則	
第2節の2 災害時における個人情報の取扱い	2
第3節 防災関係機関の責務及び業務の対応	4
第4節 県土の地勢と地震	10
第5節 地震、津波の想定	11
第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	12
第4節 避難対策計画	14
第4節の2 災害医療体制整備計画	15
第5節 災害時要援護者の安全確保計画	16
第9節 交通施設安全確保計画	17
第10節 ライフライン施設等安全確保計画	18
第12節 津波災害予防計画	20
第13節 地盤災害予防計画	22
第16節 宮城県沖地震対策に係る宮城県等との連携	24
第17節 ボランティア育成計画	25
第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	26
第2節 津波予報・警報等の伝達計画	34
第4節 情報の収集・伝達計画	48
第5節 広報広聴計画	49
第6節 交通確保・輸送計画	50
第7節 公安警備計画	51
第10節 県、市町村等応援協力計画	52
第12節 ボランティア活動計画	53
第15節 避難・救出計画	54
第16節 医療・保健計画	55
第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	56
第21節 防疫計画	57
第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	58
第25節 文教対策計画	59
第27節 ライフライン施設応急対策計画	60
第4章 災害復旧・復興計画	
第3節 復興計画の作成	61
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節 総則	62
第3節 地震発生時の応急対策等	63

(下線の部分は修正部分)

震災対策編 第1章 総則

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-1 の前	<u>震災対策編</u> <u>震災対策編目次</u>	<u>地震・津波災害対策編</u> <u>地震・津波災害対策編目次</u>
修正 理由	防災基本計画の趣旨に沿い、津波対策を明示することとし修正	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>新設 2-1-2 の前</p>		<p><u>第2節の2 災害時における個人情報の取扱い</u></p> <p><u>【本編・第1章・第3節の2 参照】</u></p>
<p>修正理由</p>	<p>東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、災害時における個人情報の取扱いについて追加</p>	

ページ調整（余白）

頁	現 計 画												
2-1-2	<p style="text-align: center;">第3節 防災関係機関の責務及び業務の対応</p> <p>第1 [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、<u>勸告、指導</u>、助言等を行う。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>1 [略]</p>												
2-1-3	2 指定地方行政機関												
2-1-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">機 関 名</th> <th style="width: 60%;">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北農政局</td> <td>(1)～(4) [略] (5) <u>天災金融の確保</u>に関すること。 (6) [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕</td> <td>(1) [略] (2) <u>気象、地象及び水象の予報並びに警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]		東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>天災金融の確保</u> に関すること。 (6) [略]	[略]		仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象、地象及び水象の予報並びに警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達</u> に関すること。	[略]	
機 関 名	業 務 の 大 綱												
[略]													
東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>天災金融の確保</u> に関すること。 (6) [略]												
[略]													
仙台管区気象台 〔盛岡地方気象台〕	(1) [略] (2) <u>気象、地象及び水象の予報並びに警報・注意報、情報等の防災気象情報の発表及び伝達</u> に関すること。												
[略]													
修正理由													

頁	修 正 案								
2-1-2	<p style="text-align: center;">第3節 防災関係機関の責務及び業務の対応</p> <p>第1 [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、<u>支援、協力、勧告、指導、助言等を行う。</u></p> <p>4・5 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>1 [略]</p>								
2-1-3	<p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">機 関 名</th> <th style="width: 60%;">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 の 大 綱	[略]					
機 関 名	業 務 の 大 綱								
[略]									
2-1-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">東北農政局</td> <td style="width: 60%;"> (1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通に関すること。</u> (6) [略] </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 仙台管区气象台 [盛岡地方气象台] </td> <td> (1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通に関すること。</u> (6) [略]	[略]		仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>	[略]	
東北農政局	(1)～(4) [略] (5) <u>災害資金の融通に関すること。</u> (6) [略]								
[略]									
仙台管区气象台 [盛岡地方气象台]	(1) [略] (2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実並びに予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること。</u> (3) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、並びにこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</u> (4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。</u> (5) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に係る技術的な支援・協力に関すること。</u> (6) <u>災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県及び市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の実施に関すること。</u> (7) <u>都道府県、市町村その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進や防災知識の普及啓発活動に関すること。</u>								
[略]									
修正理由	<p>東北農政局及び仙台管区气象台（盛岡地方气象台）の業務の見直し等に伴う修正</p>								

頁	現 計 画													
2-1-5	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	〔略〕												
2-1-6	3・4 〔略〕													
	5 指定地方公共機関													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 846 671 891">機関名</th> <th data-bbox="671 846 1445 891">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 891 671 936">(株)アイビーシー岩手放送</td> <td data-bbox="671 891 1445 936">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 936 671 981">(株)テレビ岩手</td> <td data-bbox="671 936 1445 981"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 981 671 1025">(株)岩手めんこいテレビ</td> <td data-bbox="671 981 1445 1025"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1025 671 1070">(株)岩手朝日テレビ</td> <td data-bbox="671 1025 1445 1070"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1070 671 1115">(株)エフエム岩手</td> <td data-bbox="671 1070 1445 1115"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業 務 の 大 綱	(株)アイビーシー岩手放送	〔略〕	(株)テレビ岩手		(株)岩手めんこいテレビ		(株)岩手朝日テレビ		(株)エフエム岩手		〔略〕
機関名	業 務 の 大 綱													
(株)アイビーシー岩手放送	〔略〕													
(株)テレビ岩手														
(株)岩手めんこいテレビ														
(株)岩手朝日テレビ														
(株)エフエム岩手														
	〔略〕													
	(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 〔略〕												
修正理由														

頁	修 正 案								
2-1-5	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕 〔釜石港湾事務所〕	〔略〕							
	東北防衛局	(1) <u>災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u> (2) <u>災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u> (3) <u>原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u>							
2-1-6	3・4 〔略〕 5 指定地方公共機関								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 846 671 891">機関名</th> <th data-bbox="671 846 1447 891">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 891 671 1122"> (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 </td> <td data-bbox="671 891 1447 1122">〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="296 1122 1447 1167">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1167 671 1256"> (社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会 </td> <td data-bbox="671 1167 1447 1256"> (1) <u>医療救護又は歯科医療救護に関すること。</u> (2) 〔略〕 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業 務 の 大 綱	(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	〔略〕	〔略〕		(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) <u>医療救護又は歯科医療救護に関すること。</u> (2) 〔略〕
機関名	業 務 の 大 綱								
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	〔略〕								
〔略〕									
(社)岩手県医師会 (社)岩手県歯科医師会	(1) <u>医療救護又は歯科医療救護に関すること。</u> (2) 〔略〕								
修正理由	1 指定地方行政機関の業務の大綱に東北防衛局を追加 2 (社)岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴う修正 3 所要の整理								

頁	現 計 画						
2-1-7	<p data-bbox="295 174 869 208">6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="295 212 1444 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 219 671 264">機関名</th> <th data-bbox="671 219 1439 264">業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="300 264 1439 309">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 309 671 1108"> <p>(株)岩手日報社</p> <p>(株)朝日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)毎日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)読売新聞社盛岡支局</p> <p>(株)河北新報社盛岡支社</p> <p>(株)産業経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)岩手日日新聞社</p> <p>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本農業新聞東北支所</p> <p>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</p> <p>(社)共同通信社盛岡支局</p> <p>(株)時事通信社盛岡支局</p> </td> <td data-bbox="671 309 1439 1108">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業 務 の 大 綱	[略]		<p>(株)岩手日報社</p> <p>(株)朝日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)毎日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)読売新聞社盛岡支局</p> <p>(株)河北新報社盛岡支社</p> <p>(株)産業経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)岩手日日新聞社</p> <p>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本農業新聞東北支所</p> <p>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</p> <p>(社)共同通信社盛岡支局</p> <p>(株)時事通信社盛岡支局</p>	[略]
機関名	業 務 の 大 綱						
[略]							
<p>(株)岩手日報社</p> <p>(株)朝日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)毎日新聞社盛岡支局</p> <p>(株)読売新聞社盛岡支局</p> <p>(株)河北新報社盛岡支社</p> <p>(株)産業経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本経済新聞社盛岡支局</p> <p>(株)岩手日日新聞社</p> <p>(株)デーリー東北新聞社盛岡支局</p> <p>(株)日本農業新聞東北支所</p> <p>(株)日刊工業新聞社盛岡総局</p> <p>(社)共同通信社盛岡支局</p> <p>(株)時事通信社盛岡支局</p>	[略]						
修正理由							

頁	修正案									
2-1-7	<p data-bbox="296 215 874 246">6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1" data-bbox="296 253 1445 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 253 671 302">機関名</th> <th data-bbox="671 253 1445 302">業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 302 671 342">[略]</td> <td data-bbox="671 302 1445 342"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 342 671 1021"> (株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 </td> <td data-bbox="671 342 1445 1021">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1021 671 1155"> (一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社 </td> <td data-bbox="671 1021 1445 1155"></td> </tr> </tbody> </table>		機関名	業務の大綱	[略]		(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	[略]	(一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社	
機関名	業務の大綱									
[略]										
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	[略]									
(一社)共同通信社盛岡支局 (株)時事通信社盛岡支局 (有)盛岡タイムス社										
修正理由	機関名の修正及び県政記者クラブ加盟社の変更に伴う修正									

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-8	<p style="text-align: center;">第4節 県土の地勢と地震</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 断層と地震活動 県内を走る断層は、主要なものだけを取りあげてみてもその数が多い。 それらのうち、北上山地に発達する断層は、北西ないし北北西方向のものが卓越する。 [以下略]</p> <p>第4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 県土の地勢と地震</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 断層と地震活動 県内で確認された断層は、主要なものだけを取りあげてみてもその数が多い。 それらのうち、北上山地の断層は、北西ないし北北西方向のものが卓越する。 [以下略]</p> <p>第4 [略]</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案
2-1-10	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震・津波の想定の基本的な考え方</p> <p>○ 本県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を明らかにし、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、岩手県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきたところである。</p> <p>○ [略]</p> <p>※津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896年（明治29年）6月15日の明治三陸地震津波では、<u>地震動は震度3程度と小さかったが</u>、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。</p> <p>※遠地津波とは、その地点で<u>地震波動を感じないような遠方の地震</u>による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 地震、津波の想定</p> <p>第1 地震・津波の想定の基本的な考え方</p> <p>○ 本県に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震・津波の災害像を<u>過去事例等から明らかにし</u>、地震・津波発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し、被害想定を行った上で、大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、岩手県地域防災計画の見直しや市町村津波避難計画策定などに反映させてきたところである。</p> <p>○ [略]</p> <p>※津波地震とは、地震の揺れから通常想定されるより相当程度大きい津波を引き起こす地震のこと。1896年（明治29年）6月15日の明治三陸地震津波では、<u>地震の揺れは震度3程度と小さかったが</u>、沿岸部を巨大な津波が襲い、多くの犠牲者が出た。</p> <p>※遠地津波とは、その地点で<u>地震の揺れを感じないような遠方での地震</u>による津波のこと。1960年（昭和35年）5月24日に本県沿岸部等を襲ったチリ地震津波がその代表例。</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-2-1</p> <p>2-2-2</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① [略]</p> <p>② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。</p> <p>③～⑤ [略]</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>カ～ク [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 平常時における心得</p> <p>① [略]</p> <p>② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。</p> <p>③～⑤ [略]</p> <p>エ・オ [略]</p> <p><u>カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等</u></p> <p>キ～ケ [略]</p> <p>○ <u>防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、防災知識の普及に関し、次の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及活動における重点事項に、伝言サービスの利用方法等について追加 ・ 防災知識の普及に併せ、被災地支援に関する知識の普及に努めることについて追加 <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-2	<p>5 防災文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] <p>第3・第4 [略]</p>	<p>5 防災文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ <u>防災関係機関等は、地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、地震・津波災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、地震・津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</u> ○ <u>住民等は、自ら地震・津波災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。</u> <p>6 <u>国際的な情報発信</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>防災関係機関等は、地震・津波災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。</u> <p>第3・第4 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、防災文化の継承に関し、次の事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関等による各種資料の収集等について追加 ・ 住民等自らによる災害教訓等の継承に関する取組、当該取組に対する支援について追加 ・ 国際的な情報発信について追加 	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-7	<p style="text-align: center;">第4節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 [略]</p> <p>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</p> <p>○ 海岸線を有する市町村は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針(平成16年5月)」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 津波情報の収集・伝達</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 避難対策計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 避難計画の作成</p> <p>1 [略]</p> <p>2 海岸線を有する市町村の津波避難計画</p> <p>○ 海岸線を有する市町村は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針(平成16年5月)」に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 津波警報等の収集・伝達</p> <p>(7)～(10) [略]</p> <p>3 [略]</p>
2-2-8	<p>第3～第5 [略]</p> <p>第6 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 [略]</p>	<p>4 広域一時滞在</p> <p style="text-align: center;"><u>【本編・第2章・第5節・第2・3参照】</u></p> <p>第3～第5 [略]</p> <p>第6 津波に対する住民等の予防措置</p> <p>1 [略]</p>
2-2-9	<p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 港外に退避できない<u>小型船</u>については、時間的余裕がある場合は、高い所に<u>引き上げて固縛</u>するなど最善の措置をとる。</p> <p>○ [略]</p>	<p>2 船舶の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 港外に退避できない<u>小型船舶</u>については、時間的余裕がある場合は、<u>船体を高い所に引き揚げて固縛</u>するなど最善の措置をとる。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画(平成24年9月6日修正)の修正に伴い、広域一時滞在について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>新設 2-2-10 の前</p>		<p style="text-align: center;"><u>第4節の2 災害医療体制整備計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。</u></p> <p>2 <u>ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>第2 災害拠点病院</p> <p><u>【本編・第2章・第5節の2・第2 参照】</u></p> <p>第3 岩手DMATの体制強化</p> <p><u>【本編・第2章・第5節の2・第3 参照】</u></p> <p>第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備</p> <p><u>【本編・第2章・第5節の2・第4 参照】</u></p> <p>第5 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p><u>【本編・第2章・第5節の2・第5 参照】</u></p> <p>第6 災害中長期への備え</p> <p><u>【本編・第2章・第5節の2・第6 参照】</u></p>
<p>修正 理由</p>	<p>東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、平時における災害医療体制の整備に対応するため、第3章第16節（医療・保健計画）に定める対策のうち、予防的対策を第2章に移記・新設</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-10	<p>第5節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、<u>外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、<u>社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>第2 [略]</p>	<p>第5節 災害時要援護者の安全確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県は、市町村その他の防災関係機関、災害時要援護者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、高齢者、障がい者、<u>難病患者、外国人</u>、乳幼児及び妊産婦等の災害時要援護者（以下、本節中「要援護者」という。）の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。</p> <p>特に、市町村に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした要援護者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。</p> <p>2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、<u>在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要援護者の安全確保を図る体制づくりを進める。</u></p> <p>第2 [略]</p>
修正理由	<p>災害時要援護者に難病患者を追加し、当該援護者の支援者を整理するなど所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-19	<p style="text-align: center;">第9節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p>○ 震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の<u>必要箇所を指定して、道路橋</u>の整備を進める。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>3 横断歩道橋の整備</p> <p>○ 震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の<u>必要箇所を指定して、横断歩道橋</u>の整備を進める。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第9節 交通施設安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 道路施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 橋梁の整備</p> <p>○ 震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の<u>必要箇所</u>の整備を進める。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>3 横断歩道橋の整備</p> <p>○ 震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の<u>必要箇所</u>の整備を進める。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第3～第5 [略]</p>
修正理由	<p>災害時要援護者に難病患者を追加し、当該援護者の支援者を整理するなど所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案								
2-2-21	<p>第10節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ 電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の<u>耐震性及び耐浪性の向上</u>、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 上下水道施設</p> <p>1 [略]</p>	<p>第10節 ライフライン施設等安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 電力施設</p> <p>○ 電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の<u>耐震性の向上</u>、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 上下水道施設</p> <p>1 [略]</p>								
2-2-24	<p>2 下水道施設</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="252 1014 841 1827"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1014 416 1059">下水管渠</th> <th data-bbox="416 1014 841 1059">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1059 416 1827">ポンプ場、週末処理場</td> <td data-bbox="416 1059 841 1827"> <p>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</p> <p>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</p> <p>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 [略]</p>	下水管渠	[略]	ポンプ場、週末処理場	<p>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</p> <p>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</p> <p>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</p>	<p>2 下水道施設</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="863 1014 1453 1827"> <thead> <tr> <th data-bbox="863 1014 1027 1059">下水管渠</th> <th data-bbox="1027 1014 1453 1059">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="863 1059 1027 1827">ポンプ場、週末処理場</td> <td data-bbox="1027 1059 1453 1827"> <p>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</u></p> <p>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。<u>なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</u></p> <p>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 [略]</p>	下水管渠	[略]	ポンプ場、週末処理場	<p>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</u></p> <p>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。<u>なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</u></p> <p>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</u></p>
下水管渠	[略]									
ポンプ場、週末処理場	<p>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</p> <p>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。</p> <p>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。</p>									
下水管渠	[略]									
ポンプ場、週末処理場	<p>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</u></p> <p>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。<u>なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</u></p> <p>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。<u>なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</u></p>									
修正理由	所要の整理									

ページ調整（余白）

頁	現 計 画																
<p>2-2-28</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 津波、高潮災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <p>2-2-29</p> <table border="1" data-bbox="320 479 1334 752"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>鳴之越海岸 他5海岸</td> <td>H18～H23</td> <td>国土交通省河川局</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮等対策河川事業</td> <td>織笠川</td> <td>H18～H24</td> <td>国土交通省河川局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3・第4 [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	所 管	津波・高潮危機管理対策緊急事業	鳴之越海岸 他5海岸	H18～H23	国土交通省河川局	[略]				地震・高潮等対策河川事業	織笠川	H18～H24	国土交通省河川局	<p>第12節 津波災害予防計画</p>
事業名	施行箇所	施行年度	所 管														
津波・高潮危機管理対策緊急事業	鳴之越海岸 他5海岸	H18～H23	国土交通省河川局														
[略]																	
地震・高潮等対策河川事業	織笠川	H18～H24	国土交通省河川局														
<p>修正理由</p>																	

頁	修 正 案																
<p>2-2-28</p> <p>2-2-29</p>	<p style="text-align: center;">第12節 津波災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 津波災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="320 479 1334 752"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>嶋之越海岸 他5海岸</td> <td>H18～H23</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮等対策河川事業</td> <td>織笠川</td> <td>H18～H24</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3・第4 [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	所 管	津波・高潮危機管理対策緊急事業	嶋之越海岸 他5海岸	H18～H23	国土交通省水管理・国土保全局	[略]				地震・高潮等対策河川事業	織笠川	H18～H24	国土交通省水管理・国土保全局
事業名	施行箇所	施行年度	所 管														
津波・高潮危機管理対策緊急事業	嶋之越海岸 他5海岸	H18～H23	国土交通省水管理・国土保全局														
[略]																	
地震・高潮等対策河川事業	織笠川	H18～H24	国土交通省水管理・国土保全局														
<p>修正理由</p>	<p>組織名の変更に伴う修正</p>																

頁	現 計 画																										
2-2-32	<p style="text-align: center;">第13節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 崩壊危険地の災害防止対策</p> <p>1 地すべり防止対策事業</p> <p>○ 地すべり危険箇所、地すべり防止区域及び事業の実施状況は、次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">所管別</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">危険箇所</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">防止区域</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">事業実施状況</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">資料編</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">既成</th> <th style="text-align: center;">工事中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国土交通省</td> <td style="text-align: center;">191</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">地すべり防止区域一覧表 2-16-3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">林野庁</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">地すべり防止区域一覧表 2-16-4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産省</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">地すべり防止区域一覧表 2-16-5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">[土砂災害発生危険箇所一覧 資料 2-16-1] [地すべり危険箇所市町村別一覧 資料 2-16-2] [地すべり防止対策事業一覧 資料 2-16-3]</p> <p>○ 施工中及び未着手箇所の防止施設の早期完成を図る。</p> <p>2~4 [略]</p> <p>第3・第4 [略]</p>	所管別	危険箇所	防止区域	事業実施状況		資料編	既成	工事中	国土交通省	191	16	1	-	地すべり防止区域一覧表 2-16-3	林野庁	43	23	20	3	地すべり防止区域一覧表 2-16-4	農林水産省	35	3	3	-	地すべり防止区域一覧表 2-16-5
所管別	危険箇所				防止区域	事業実施状況		資料編																			
		既成	工事中																								
国土交通省	191	16	1	-	地すべり防止区域一覧表 2-16-3																						
林野庁	43	23	20	3	地すべり防止区域一覧表 2-16-4																						
農林水産省	35	3	3	-	地すべり防止区域一覧表 2-16-5																						
修正理由																											

頁	修正案
2-2-32	<p style="text-align: center;">第13節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 崩壊危険地の災害防止対策</p> <p>1 地すべり防止対策事業</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>【本編・第2章・第16節・第2 参照】</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>第3・第4 [略]</p>
修正理由	所要の整理

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-38	<p>第 16 節 <u>宮城県沖地震対策に係る宮城県等との連携</u></p> <p>第 1 基本方針</p> <p>国の地震調査研究推進本部の長期評価によれば、<u>来るべき宮城県沖地震は2033 年までに99%の高い確率で発生するとされており、県内においても地域によっては最大震度6 弱以上が予想され、甚大な被害となることが懸念されている。</u></p> <p>このため、県は、甚大な被害の発生が懸念されている<u>宮城県を始めとする北海道・東北の各県等と連携し、宮城県沖地震に係る対策を強化・推進する。</u></p> <p>第 2 [略]</p>	<p>第 16 節 <u>大規模地震対策に係る北海道・東北の各県等との連携</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>国の地震調査研究推進本部の長期評価によれば、<u>東北地方太平洋沖地震の影響で、宮城県沖地震の地震発生確率は不明となっている。一方、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、その震源域である、三陸沖中部、宮城県沖、三陸沖南部海溝寄り、福島県沖、茨城県沖、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの一部（三陸沖中部から三陸沖南部海溝寄りに至る領域の海溝寄りの部分）では今後もM7を超える余震が発生する可能性がある</u>とされている。また、<u>三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域では、Mt8.6-9.0前後の津波地震やM8.2前後（Mt8.3前後）の正断層型の地震の発生が想定されており、甚大な被害となることが懸念されている。</u></p> <p>このため、県は、甚大な被害の発生が懸念されている<u>北海道・東北の各県等と連携し、宮城県沖地震や大規模地震に係る対策を強化・推進する。</u></p> <p>第 2 [略]</p>
修正理由	地震調査研究推進本部の長期評価に基づき内容を修正	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-39	<p style="text-align: center;">第 17 節 ボランティア育成計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア</u>活動についての普及啓発を図る。 2 <u>ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成に努める。 3 <u>ボランティア</u>の登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。 <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア・リーダー等の養成</u> 【本編・第2章・第22節・第3・1 参照】 2 <u>ボランティアの登録</u> 【本編・第2章・第22節・第3・2 参照】 3 <u>ボランティアの受入体制の整備</u> 【本編・第2章・第22節・第3・4 参照】 4 [略] 	<p style="text-align: center;">第 17 節 <u>防災</u>ボランティア育成計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア</u>活動についての普及啓発を図る。 2 <u>防災ボランティア</u>のリーダー、コーディネーター等の養成に努める。 3 <u>防災ボランティア</u>の登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。 <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア・リーダー等の養成</u> 【本編・第2章・第22節・第3・1 参照】 2 <u>防災ボランティアの登録</u> 【本編・第2章・第22節・第3・2 参照】 3 <u>防災ボランティアの受入体制の整備</u> 【本編・第2章・第22節・第3・4 参照】 4 [略]
修正理由	<p>防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-1	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p>5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し</u>、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村その他の防災関係機関は、<u>あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し</u>、応援協力体制の整備を図る。</p> <p>5 <u>県及び市町村は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。</u></p> <p>6 <u>県及び市町村は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</u></p> <p>7 <u>県及び市町村は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。</u></p> <p>8 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、県等における災害応急対策等の実施に必要な人員の確保、県における後発災害にも対処できる配備体制の構築等について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																						
<p>2-3-1</p> <p>2-3-2</p> <p>2-3-3</p>	<p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 ○ [略] (1)～(3) [略] (4) 関係各課の防災活動</p> <table border="1" data-bbox="279 477 837 1115"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画課 下水環境課</td> <td>広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所</td> <td>都市施設等被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害対策本部 ○ [略] (1) [略]</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				県土整備部	[略]			都市計画課 下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	都市施設等被害情報の収集	[略]				<p>第2 県の活動体制 [略]</p> <p>1 災害警戒本部 ○ [略] (1)～(3) [略] (4) 関係各課の防災活動</p> <table border="1" data-bbox="888 477 1447 1115"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画課 下水環境課</td> <td>広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所</td> <td>都市施設等被害情報の収集 下水道施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 災害対策本部 ○ [略] (1) [略]</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]				県土整備部	[略]			都市計画課 下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	都市施設等被害情報の収集 下水道施設被害情報の収集	[略]			
部	課等	出先機関	担当内容																																					
[略]																																								
県土整備部	[略]																																							
	都市計画課 下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	都市施設等被害情報の収集																																					
[略]																																								
部	課等	出先機関	担当内容																																					
[略]																																								
県土整備部	[略]																																							
	都市計画課 下水環境課	広域振興局土木部等 北上川上流流域下水道事務所	都市施設等被害情報の収集 下水道施設被害情報の収集																																					
[略]																																								
<p>修正理由</p>	<p>所要の整理</p>																																							

頁	現 計 画
2-3-5	<p>(2) 組織</p> <p>○ [略]</p> <p>※広域支部委員会 [略]</p> <p>※支部委員会 [略]</p>
2-3-6	<p>ア～コ [略]</p> <p>サ 現地作業班</p> <p>○ 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、救護、<u>防疫</u>の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	

頁	修正案
2-3-5	<p>(2) 組織</p> <p>○ [略]</p> <p>緊急初動特別班</p> <p>本部長 (知事)</p> <p>副本部長 (副知事 総務部長)</p> <p>本部員 (各部局等の長 総合防災室長 出納局長 医療局長 企業局長 教育局長 警察本部長 東京事務所長)</p> <p>本部員会議</p> <p>本部支援室 (室長: 総務部長、副室長: 総合防災室長)</p> <p>部 (部長・次長: 本部連絡員)</p> <p>課等 (課等の長)</p> <p>機関 (機関の長)</p> <p>※</p> <p>地方支部 (支部長・副支部長・支部委員: 支部連絡員)</p> <p>班 (班長・副班長)</p> <p>※</p> <p>広域支部</p> <p>現地災害対策本部</p> <p>調査班</p> <p>現地作業班</p> <p>※広域支部委員会 [略]</p> <p>※支部委員会 [略]</p> <p>ア～コ [略]</p> <p>サ 現地作業班</p> <p>○ 現地作業班は、本部長が災害現地における応急対策活動上必要があると認めるときに設置し、<u>救護</u>、<u>感染症予防</u>の指導その他の災害応急対策の実施又は指導に当たる。</p> <p>○ [略]</p>
修正理由	所要の整理

頁	現 計 画															
2-3-6	(3) 分掌事務 ○ [略]															
2-3-7	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 300 405 344"></th> <th data-bbox="405 300 783 344">区分</th> <th data-bbox="783 300 1449 344">活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 344 405 524">災害発生前</td> <td data-bbox="405 344 783 389">[略]</td> <td data-bbox="783 344 1449 389"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 389 405 524">2</td> <td data-bbox="405 389 783 524">災害対策用資機材の点検整備</td> <td data-bbox="783 389 1449 524">(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 524 405 568"></td> <td data-bbox="405 524 783 568">[略]</td> <td data-bbox="783 524 1449 568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 568 405 613"></td> <td colspan="2" data-bbox="405 568 1449 613">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		区分	活動項目	災害発生前	[略]		2	災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検整備		[略]			[略]	
	区分	活動項目														
災害発生前	[略]															
2	災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 防疫薬剤及び防疫資機材の点検整備														
	[略]															
	[略]															
2-3-8	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 624 405 848">災害発生後</td> <td data-bbox="405 624 783 669">[略]</td> <td data-bbox="783 624 1449 669"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 669 405 848">8</td> <td data-bbox="405 669 783 848">ボランティア活動対策</td> <td data-bbox="783 669 1449 848">(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 848 405 887"></td> <td colspan="2" data-bbox="405 848 1449 887">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生後	[略]		8	ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備		[略]							
災害発生後	[略]															
8	ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズ把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備														
	[略]															
2-3-9	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 893 405 1028">15</td> <td data-bbox="405 893 783 1028">防疫対策</td> <td data-bbox="783 893 1449 1028">(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1028 405 1066"></td> <td colspan="2" data-bbox="405 1028 1449 1066">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	15	防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん		[略]										
15	防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) [略] (3) 防疫用資機材の調達あっせん														
	[略]															
	(4)・(5) [略]															
2-3-10	<p data-bbox="268 1173 638 1202">第3 県の職員の動員配備体制</p> <p data-bbox="295 1218 443 1247">1 配備体制</p> <p data-bbox="309 1263 1153 1292">○ 災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。</p> <div data-bbox="309 1301 1449 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p data-bbox="295 1402 443 1431">2～5 [略]</p>															
修正理由																

頁	修正案																											
<p>2-3-6</p> <p>2-3-7</p> <p>2-3-8</p> <p>2-3-9</p> <p>2-3-10</p>	<p>(3) 分掌事務</p> <p>○ [略]</p> <table border="1" data-bbox="352 297 1449 1077"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="352 297 783 342">区分</th> <th data-bbox="783 297 1449 342">活動項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 342 400 573" rowspan="3">災害発生前</td> <td data-bbox="400 342 783 387">[略]</td> <td data-bbox="783 342 1449 387"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 387 783 528">2 災害対策用資機材の点検整備</td> <td data-bbox="783 387 1449 528">(1)・(2) [略] (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 528 783 573">[略]</td> <td data-bbox="783 528 1449 573"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="352 573 1449 618">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 618 400 851" rowspan="2">災害発生後</td> <td data-bbox="400 618 783 663">[略]</td> <td data-bbox="783 618 1449 663"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 663 783 851">8 防災ボランティア活動対策</td> <td data-bbox="783 663 1449 851">(1) 防災ボランティア活動のニーズ把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 851 400 896">[略]</td> <td colspan="2" data-bbox="400 851 1449 896"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 896 400 1030" rowspan="2">2-3-9</td> <td data-bbox="400 896 783 1030">15 感染症予防対策</td> <td data-bbox="783 896 1449 1030">(1) 感染症予防活動の実施 (2) [略] (3) 感染症予防用資機材の調達あつせん</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1030 783 1077">[略]</td> <td data-bbox="783 1030 1449 1077"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>第3 県の職員の動員配備体制</p> <p>1 配備体制</p> <p>○ 災害対策本部及び災害警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="312 1301 1449 1346"> <tr> <td data-bbox="312 1301 1449 1346">[略]</td> </tr> </table> <p>○ 後発災害の発生が懸念される場合は、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。</p> <p>2~5 [略]</p>	区分		活動項目	災害発生前	[略]		2 災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備	[略]		[略]			災害発生後	[略]		8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズ把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備	[略]			2-3-9	15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) [略] (3) 感染症予防用資機材の調達あつせん	[略]		[略]
区分		活動項目																										
災害発生前	[略]																											
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1)・(2) [略] (3) 感染症予防用薬剤及び感染症予防用資機材の点検整備																										
	[略]																											
[略]																												
災害発生後	[略]																											
	8 防災ボランティア活動対策	(1) 防災ボランティア活動のニーズ把握 (2) 防災ボランティアの受付・登録 (3) 防災ボランティア活動の調整 (4) 防災ボランティアの受入体制の整備																										
[略]																												
2-3-9	15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) [略] (3) 感染症予防用資機材の調達あつせん																										
	[略]																											
[略]																												
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p> <p>2 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、県における後発災害にも対処できる配備体制の構築等について追加</p> <p>3 所要の整理</p>																											

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-12	<p>第4 市町村の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。 <p>第5 防災関係機関の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。 ○ [略] ○ 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に<u>努める</u>。 	<p>6 指定行政機関等への職員派遣の要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県本部長は、災害応急対策を行うために必要な場合は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。</u> ○ <u>県本部長は、市町村本部長の要請があった場合には、当該市町村への関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員派遣に係るあつせんを行う。</u> <p>第4 市町村の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画に準ずる。 ○ <u>市町村は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる配備体制を構築する。</u> ○ <u>市町村本部長は、必要に応じ、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市町村本部長は、県本部長に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。</u> <p>第5 防災関係機関の活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。 ○ <u>防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。</u> ○ [略] ○ 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に<u>努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。</u>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、県及び市町村における指定行政機関、関係地方行政機関等に対する職員派遣の要請等について追加</p> <p>2 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、市町村及び防災関係機関における後発災害にも対処できる配備体制の構築等について追加</p> <p>3 防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴い、こころのケア対策に関し、必要に応じ精神科医等の派遣を要請することについて追加</p>	

ページ調整（余白）

頁	現 計 画																												
2-3-13	<p style="text-align: center;">第2節 <u>津波予報・警報等</u>の伝達計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>津波予報・注意報・警報、地震及び津波に関する情報</u>（以下、本節中「<u>津波予報・警報等</u>」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。</p> <p>2 通信設備が被災した場合においても、<u>津波予報・警報等</u>を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市町村本部長</td> <td><u>津波予報・警報等</u>の周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県本部長</td> <td><u>津波予報・警報等</u>の市町村等に対する伝達</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二管区海上保安本部 〔 八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署 〕</td> <td><u>津波予報・警報等</u>の船舶への周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)</td> <td><u>津波予報・警報等</u>の関係機関に対する周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東日本電信電話(株) 又は西日本電信電話(株)</td> <td><u>津波予報・警報等</u>の市町村に対する伝達</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>盛岡地方気象台</u></td> <td>1 津波予報・警報等の発表 2 上記の<u>予報等</u>の関係機関に対する通知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</td> <td style="text-align: center;">} <u>津波予報・警報等</u>の放送</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">地方支部班</th> <th style="text-align: center;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務部</td> <td style="text-align: center;">総合防災室</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td><u>津波予報・警報等</u>の伝達</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公安部</td> <td style="text-align: center;">警備課、地域課</td> <td style="text-align: center;">警察署班</td> <td>津波警報の伝達</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	市町村本部長	<u>津波予報・警報等</u> の周知	県本部長	<u>津波予報・警報等</u> の市町村等に対する伝達	第二管区海上保安本部 〔 八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署 〕	<u>津波予報・警報等</u> の船舶への周知	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<u>津波予報・警報等</u> の関係機関に対する周知	東日本電信電話(株) 又は西日本電信電話(株)	<u>津波予報・警報等</u> の市町村に対する伝達	<u>盛岡地方気象台</u>	1 津波予報・警報等の発表 2 上記の <u>予報等</u> の関係機関に対する通知	日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	} <u>津波予報・警報等</u> の放送	部	課等	地方支部班	担当内容	総務部	総合防災室	総務班	<u>津波予報・警報等</u> の伝達	公安部	警備課、地域課	警察署班	津波警報の伝達
実施機関	活動の内容																												
市町村本部長	<u>津波予報・警報等</u> の周知																												
県本部長	<u>津波予報・警報等</u> の市町村等に対する伝達																												
第二管区海上保安本部 〔 八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署 〕	<u>津波予報・警報等</u> の船舶への周知																												
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<u>津波予報・警報等</u> の関係機関に対する周知																												
東日本電信電話(株) 又は西日本電信電話(株)	<u>津波予報・警報等</u> の市町村に対する伝達																												
<u>盛岡地方気象台</u>	1 津波予報・警報等の発表 2 上記の <u>予報等</u> の関係機関に対する通知																												
日本放送協会盛岡放送局 (株)アイビーシー岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	} <u>津波予報・警報等</u> の放送																												
部	課等	地方支部班	担当内容																										
総務部	総合防災室	総務班	<u>津波予報・警報等</u> の伝達																										
公安部	警備課、地域課	警察署班	津波警報の伝達																										
修正理由																													

頁	修 正 案																												
2-3-13	<p style="text-align: center;">第2節 <u>津波警報・地震情報等の伝達計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>津波警報・注意報、地震・津波情報及び津波予報</u>（以下、本節中「<u>津波警報等</u>」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。</p> <p>2 通信設備が被災した場合においても、<u>津波警報等</u>を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">実施機関</th> <th style="text-align: center;">活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市町村本部長</td> <td><u>津波警報等</u>の周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県本部長</td> <td><u>津波警報等</u>の市町村等に対する伝達</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第二管区海上保安本部 〔 八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署 〕</td> <td><u>津波警報等</u>の船舶への周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)</td> <td><u>津波警報等</u>の関係機関に対する周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東日本電信電話(株) 又は西日本電信電話(株)</td> <td><u>津波警報等</u>の関係市町村に対する伝達</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気象庁 (盛岡地方气象台)</td> <td>1 津波警報等の発表 2 上記の<u>警報等</u>の関係機関に対する通知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日本放送協会盛岡放送局 (株) I B C 岩手放送 (株) テレ ビ 岩手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手</td> <td style="text-align: center;">} <u>津波警報等</u>の放送</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">課等</th> <th style="text-align: center;">地方支部班</th> <th style="text-align: center;">担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務部</td> <td style="text-align: center;">総合防災室</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> <td><u>津波警報等</u>の伝達</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公安部</td> <td style="text-align: center;">警備課、地域課</td> <td style="text-align: center;">警察署班</td> <td>津波警報の伝達</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	市町村本部長	<u>津波警報等</u> の周知	県本部長	<u>津波警報等</u> の市町村等に対する伝達	第二管区海上保安本部 〔 八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署 〕	<u>津波警報等</u> の船舶への周知	東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<u>津波警報等</u> の関係機関に対する周知	東日本電信電話(株) 又は西日本電信電話(株)	<u>津波警報等</u> の関係市町村に対する伝達	気象庁 (盛岡地方气象台)	1 津波警報等の発表 2 上記の <u>警報等</u> の関係機関に対する通知	日本放送協会盛岡放送局 (株) I B C 岩手放送 (株) テレ ビ 岩手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	} <u>津波警報等</u> の放送	部	課等	地方支部班	担当内容	総務部	総合防災室	総務班	<u>津波警報等</u> の伝達	公安部	警備課、地域課	警察署班	津波警報の伝達
実施機関	活動の内容																												
市町村本部長	<u>津波警報等</u> の周知																												
県本部長	<u>津波警報等</u> の市町村等に対する伝達																												
第二管区海上保安本部 〔 八戸海上保安部 釜石海上保安部 宮古海上保安署 〕	<u>津波警報等</u> の船舶への周知																												
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	<u>津波警報等</u> の関係機関に対する周知																												
東日本電信電話(株) 又は西日本電信電話(株)	<u>津波警報等</u> の関係市町村に対する伝達																												
気象庁 (盛岡地方气象台)	1 津波警報等の発表 2 上記の <u>警報等</u> の関係機関に対する通知																												
日本放送協会盛岡放送局 (株) I B C 岩手放送 (株) テレ ビ 岩手 (株) 岩手めんこいテレビ (株) 岩手朝日テレビ (株) エフエム岩手	} <u>津波警報等</u> の放送																												
部	課等	地方支部班	担当内容																										
総務部	総合防災室	総務班	<u>津波警報等</u> の伝達																										
公安部	警備課、地域課	警察署班	津波警報の伝達																										
修正理由	<p>1 地震津波業務規則及び気象業務法の改正に伴う修正</p> <p>2 所要の整理</p>																												

頁	現 計 画																					
2-3-14	<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) <u>津波予報・警報等の種類</u></p> <p>ア 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>震度速報</u> (※)</td> <td style="vertical-align: top;">・震度3以上</td> <td style="vertical-align: top;">地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 [気象庁震度階級表等 資料編3-2-1]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">震源に関する情報</td> <td style="vertical-align: top;">・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td style="vertical-align: top;">地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">震源・震度に関する情報</td> <td style="vertical-align: top;">・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td style="vertical-align: top;">地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>推計震度分布図</u></td> <td style="vertical-align: top;">・震度5弱以上</td> <td style="vertical-align: top;"><u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</u></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>その他の情報</u></td> <td style="vertical-align: top;">・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td> <td style="vertical-align: top;"><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	<u>震度速報</u> (※)	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 [気象庁震度階級表等 資料編3-2-1]	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	[略]			<u>推計震度分布図</u>	・震度5弱以上	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</u>	<u>その他の情報</u>	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>
種 類	発表基準	内 容																				
<u>震度速報</u> (※)	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 [気象庁震度階級表等 資料編3-2-1]																				
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																				
震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																				
[略]																						
<u>推計震度分布図</u>	・震度5弱以上	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</u>																				
<u>その他の情報</u>	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>																				
修正理由																						

頁	修 正 案																					
2-3-14	<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。</p> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・ 震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 〔気象庁震度階級表等 資料編3-2-1〕</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・ 震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td><u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・ 震度3以上 ・ 津波警報<u>又は</u>注意報発表時 ・ 若干の海面変動が<u>予想される場合</u> ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td><u>その他の情報</u></td> <td>・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u></td> <td><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>推計震度分布図</u></td> <td>・ 震度5弱以上</td> <td><u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	内 容	震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 〔気象庁震度階級表等 資料編3-2-1〕	震源に関する情報	・ 震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・ 震度3以上 ・ 津波警報 <u>又は</u> 注意報発表時 ・ 若干の海面変動が <u>予想される場合</u> ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	〔略〕			<u>その他の情報</u>	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>	<u>推計震度分布図</u>	・ 震度5弱以上	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u>
種 類	発表基準	内 容																				
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。 〔気象庁震度階級表等 資料編3-2-1〕																				
震源に関する情報	・ 震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。																				
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・ 震度3以上 ・ 津波警報 <u>又は</u> 注意報発表時 ・ 若干の海面変動が <u>予想される場合</u> ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																				
〔略〕																						
<u>その他の情報</u>	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>																				
<u>推計震度分布図</u>	・ 震度5弱以上	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u>																				
修正理由	緊急地震速報の発表基準の明確化による修正及び地震に関する情報の内容について修正																					

頁	現 計 画
2-3-14	<div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%; margin-bottom: 10px;"></div> <p><u>このほか、国外でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表する。</u></p> <p><u>注）※震度速報は、盛岡地方気象台からの伝達は行わない。</u></p> <p>イ 津波警報・注意報・予報の種類及び内容</p> <p><u>（ア）津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想される時発表する。</u></p> <p><u>（イ）津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想される時発表する。</u></p> <p><u>（ウ）津波予報：津波による災害のおそれがないと予想される時発表する。</u></p>
修正理由	

頁	修 正 案																									
2-3-14	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <u>遠地地震に関する情報</u> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ・<u>マグニチュード7.0以上</u> ・<u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u> </td> </tr> </table>	<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ・ <u>マグニチュード7.0以上</u> ・ <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	<u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u>																						
<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> ・ <u>マグニチュード7.0以上</u> ・ <u>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	<u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u>																								
	<p>(2) <u>津波警報等の種類</u></p> <p>ア <u>津波警報・注意報の種類と内容</u></p> <p><u>津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ 予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分				発表される津波の高さ			津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																	
			数値での発表	定性的表現での発表																						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																					
		5m<高さ≤10m	10m																							
		3m<高さ≤5m	5m																							
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																						
修正理由	<p>1 遠地地震に関する情報の追加及び緊急地震速報の発表基準の明確化による修正</p> <p>2 津波に関する情報の内容について修正</p>																									

頁	現 計 画								
2-3-14									
2-3-15	<p>ウ 津波警報・注意報の発表基準・解説・津波情報で発表する予想される津波の高さ</p> <table border="1" data-bbox="339 1196 1449 1290"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 1196 494 1240">種類</th> <th data-bbox="494 1196 874 1240">発表基準</th> <th data-bbox="874 1196 1208 1240">解 説</th> <th data-bbox="1208 1196 1449 1240">発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" data-bbox="339 1240 1449 1290">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) [略]</p>	種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ	[略]			
種類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ						
[略]									
修正理由									

頁	修 正 案														
2-3-14	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">津波注意報</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p> </td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;"> $0.2m < \text{高さ} \leq 1m$ </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <u>1 m</u> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 表記なし </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;"> <p>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない</p> </td> </tr> </table> <p>注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</p> <p>3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</p> <p>4 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p>	津波注意報	<p>予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	$0.2m < \text{高さ} \leq 1m$	<u>1 m</u>	表記なし	<p>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない</p>								
津波注意報	<p>予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	$0.2m < \text{高さ} \leq 1m$	<u>1 m</u>	表記なし	<p>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</p> <p>注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない</p>										
2-3-15	<p>イ 津波情報の種類と内容</p> <p>津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">情報の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波情報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。</p> <p>・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報また</p>		情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
	情報の種類	発表内容													
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表													
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表													
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）													
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）													
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表													
修正理由	津波に関する情報の内容について修正														

頁	現 計 画															
2-3-15	<p>エ 津波予報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">発表基準</th> <th style="text-align: center;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">津波予報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続すると き（津波に関するその他の情報に含めて発表）。</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 津波情報の種類と内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	[略]	[略]		津波注意報解除後も海面変動が継続すると き（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	[略]		種 類	内 容		[略]	
	発表基準	発表内容														
津波予報	[略]	[略]														
	津波注意報解除後も海面変動が継続すると き（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	[略]														
	種 類	内 容														
	[略]															
2-3-16	<p>(2) <u>津波予報・警報等に用いる海域名</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(3) <u>伝達系統</u></p> <p>○ <u>津波予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">津波予報・警報等の区分</th> <th style="text-align: center;">発表機関</th> <th style="text-align: center;">伝 達 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波についての予報・注意報・警報</td> <td style="text-align: center;">気象庁</td> <td>津波予報・注意報・警報伝達系統図（別図1）のとおりに。</td> </tr> <tr> <td>地震及び津波に関する情報</td> <td style="text-align: center;">気象庁</td> <td>地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図2）のとおりに。</td> </tr> </tbody> </table>	津波予報・警報等の区分	発表機関	伝 達 系 統	津波についての予報・注意報・警報	気象庁	津波予報・注意報・警報伝達系統図（別図1）のとおりに。	地震及び津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図2）のとおりに。						
津波予報・警報等の区分	発表機関	伝 達 系 統														
津波についての予報・注意報・警報	気象庁	津波予報・注意報・警報伝達系統図（別図1）のとおりに。														
地震及び津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図2）のとおりに。														
修正理由																

頁	修正案									
2-3-15	<p>は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>(※2)・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 <p>ウ 津波予報の内容</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p> <table border="1" data-bbox="309 972 1445 1200"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波予報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>報</td> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	発表内容	津波予報	[略]	[略]	報	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	[略]
	発表基準	発表内容								
津波予報	[略]	[略]								
報	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	[略]								
2-3-16	<p>(3) 津波警報等における津波予報区と海域名</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="309 1516 1445 1751"> <thead> <tr> <th>津波警報等の区分</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波についての警報・注意報</td> <td>気象庁</td> <td>津波警報・注意報伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。</td> </tr> <tr> <td>地震及び津波に関する情報</td> <td>気象庁</td> <td>地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の区分	発表機関	伝達系統	津波についての警報・注意報	気象庁	津波警報・注意報伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。	地震及び津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。
津波警報等の区分	発表機関	伝達系統								
津波についての警報・注意報	気象庁	津波警報・注意報伝達系統図（資料編3-2-5）のとおり。								
地震及び津波に関する情報	気象庁	地震及び津波に関する情報伝達系統図（資料編3-2-6）のとおり。								
修正理由	<ol style="list-style-type: none"> 津波に関する情報の内容について修正 所要の整理 									

頁	現 計 画									
2-3-16	<p>(4) 伝達機関等の責務</p> <p>○ [略]</p> <p>カ 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>(5) 県の措置</p> <p>○ 津波予報・警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知を行う。</p> <table border="1" data-bbox="312 521 1449 887"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>担当機関</th> <th>通 知 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 津波予報・警報 2 地震及び津波に関する情報</td> <td>総合防災室</td> <td>(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長</td> </tr> <tr> <td>津波予報・警報</td> <td>警察本部 〔警備課〕 〔通信指令課〕</td> <td>(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	担当機関	通 知 先	1 津波予報・警報 2 地震及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長	津波予報・警報	警察本部 〔警備課〕 〔通信指令課〕	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長
内 容	担当機関	通 知 先								
1 津波予報・警報 2 地震及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長								
津波予報・警報	警察本部 〔警備課〕 〔通信指令課〕	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長								
2-3-17	<p>○ 夜間及び休日等における津波予報・警報等の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置している場合を除いて、本庁の当直員が行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波予報・警報等の通知は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。</p> <p>○ 津波予報・警報等については、通信衛星「スーパーバード B2 号機」を通じて、対処に時間的余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。</p> <p>(6) 市町村の措置</p> <p>○ 市町村長は、津波予報・警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波予報・警報等を受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震・津波情報の把握を努める。</p> <p>○ 市町村長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民・団体等に対する津波予報・警報等の伝達手段の確保に努める。</p> <p>○ 津波予報・警報等の広報は、おおむね、次の方法による。</p> <table border="1" data-bbox="312 1653 1449 1883"> <tr> <td>ア～エ [略]</td> </tr> <tr> <td>オ [略]</td> </tr> <tr> <td>カ・キ [略]</td> </tr> </table>	ア～エ [略]	オ [略]	カ・キ [略]						
ア～エ [略]										
オ [略]										
カ・キ [略]										
修正理由										

頁	修正案									
2-3-16	<p><u>(5) 伝達機関等の責務</u></p> <p>○ [略]</p> <p><u>(6) 県の措置</u></p> <p>○ <u>津波警報等</u>の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知を行う。</p> <table border="1" data-bbox="327 521 1452 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 521 710 566">内 容</th> <th data-bbox="710 521 938 566">担当機関</th> <th data-bbox="938 521 1452 566">通 知 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 566 710 748">1 <u>津波警報・注意報</u> 2 地震及び津波に関する情報</td> <td data-bbox="710 566 938 748">総合防災室</td> <td data-bbox="938 566 1452 748">(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 748 710 887"><u>津波警報・注意報</u></td> <td data-bbox="710 748 938 887">警察本部 〔警備課〕 〔通信指令課〕</td> <td data-bbox="938 748 1452 887">(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	担当機関	通 知 先	1 <u>津波警報・注意報</u> 2 地震及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長	<u>津波警報・注意報</u>	警察本部 〔警備課〕 〔通信指令課〕	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長
内 容	担当機関	通 知 先								
1 <u>津波警報・注意報</u> 2 地震及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 地方支部長 (3) 所管事務の執行上、気象予報・警報等を必要とする課長								
<u>津波警報・注意報</u>	警察本部 〔警備課〕 〔通信指令課〕	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長								
2-3-17	<p>○ 夜間及び休日等における<u>津波警報等</u>の受領及び通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置している場合を除いて、本庁の当直員が行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>津波警報等</u>の通知は、原則として「総合防災情報ネットワーク」による一斉通報により行う。</p> <p>○ <u>津波警報等</u>については、通信衛星「スーパーバード B2 号機」を通じて、対処に時間的余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。</p> <p><u>(7) 市町村の措置</u></p> <p>○ 市町村長は、<u>津波警報等</u>を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>津波警報等</u>の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震・津波情報の把握を努める。</p> <p>○ 市町村長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民・団体等に対する<u>津波警報等</u>の伝達手段の確保に努める。</p> <p>○ <u>津波警報等</u>の広報は、おおむね、次の方法による。</p> <table border="1" data-bbox="327 1648 1452 1883"> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1648 1452 1693">ア～エ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1693 1452 1738">オ <u>携帯端末の緊急速報メール機能</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1738 1452 1783">カ <u>ソーシャルメディア</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1783 1452 1827">キ [略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1827 1452 1883">ク・ケ [略]</td> </tr> </tbody> </table>	ア～エ [略]	オ <u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>	カ <u>ソーシャルメディア</u>	キ [略]	ク・ケ [略]				
ア～エ [略]										
オ <u>携帯端末の緊急速報メール機能</u>										
カ <u>ソーシャルメディア</u>										
キ [略]										
ク・ケ [略]										
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、市町村による警報等の広報手段に、携帯端末の緊急速報メール機能等を追加</p> <p>2 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、市町村による警報等の広報手段に、コミュニティFM等を追加</p> <p>3 所要の整理</p>									

頁	現 計 画
2-3-17	<p><u>(7) 防災関係機関の措置</u></p> <p>ア 東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株） <u>津波予報・警報等</u>を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、<u>市町村</u>に伝達する。</p> <p>イ 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署 <u>津波予報・警報等</u>を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知させる。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	

頁	修正案
2-3-17	<p><u>(8) 防災関係機関の措置</u></p> <p>ア 東日本電信電話（株）又は西日本電信電話（株） <u>津波警報等</u>を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、<u>関係市町村</u>に伝達する。</p> <p>イ 八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署 <u>津波警報等</u>を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知させる。</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	所要の整理

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-20	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。 <p>ア～ウ [略]</p>	<p>第4節 情報の収集・伝達計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 災害情報の収集、報告</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 市町村本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。 <p>ア～ウ [略]</p>
2-3-21	<p>○ <u>市町村本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u></p> <p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村の被害状況を取りまとめの上、消防庁に報告するとともに、<u>関係機関</u>に対して報告し、又は<u>通報</u>する。 <p>○ [略]</p>	<p>○ <u>市町村本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u></p> <p>(2) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、市町村の被害状況を取りまとめの上、消防庁に報告するとともに、<u>関係機関及び必要と認める地方公共団体</u>に対して報告し、又は<u>通報若しくは連絡</u>する。 <p>○ [略]</p> <p>○ <u>県本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。</u></p>
2-3-22	<p>(3)・(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(3)・(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、市町村本部長、県本部長は、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めることについて追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																						
<p>2-3-23</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="268 434 834 748"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所</u>の開設状況 6～13 [略] 14 <u>ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所</u>の開設状況 5～11 [略] 12 <u>ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</td> <td>1 通信の<u>途絶</u>の状況 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</td> <td><u>災害ボランティア</u>の募集情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔県本部の担当〕 [略]</td> </tr> <p>第 3 [略]</p> </tbody></table>	実施機関	担 当 業 務	市町村本部長	1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 6～13 [略] 14 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]	県本部長	1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 5～11 [略] 12 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>途絶</u> の状況 2・3 [略]	[略]		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>災害ボランティア</u> の募集情報	[略]		〔県本部の担当〕 [略]		<p>第 5 節 広報広聴計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="879 434 1445 748"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</td> <td>1 通信の<u>疎通</u>の状況 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</td> <td><u>防災ボランティア</u>の募集情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔県本部の担当〕 [略]</td> </tr> <p>第 3 [略]</p> </tbody></table>	実施機関	担 当 業 務	市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]	県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2・3 [略]	[略]		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報	[略]		〔県本部の担当〕 [略]		<p>第 5 節 広報広聴計画</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="879 434 1445 748"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u>、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)</td> <td>1 通信の<u>疎通</u>の状況 2・3 [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人岩手県社会福祉協議会</td> <td><u>防災ボランティア</u>の募集情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔県本部の担当〕 [略]</td> </tr> <p>第 3 [略]</p> </tbody></table>	実施機関	担 当 業 務	市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]	県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2・3 [略]	[略]		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報	[略]		〔県本部の担当〕 [略]	
実施機関	担 当 業 務																																																							
市町村本部長	1～4 [略] 5 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 6～13 [略] 14 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]																																																							
県本部長	1～3 [略] 4 <u>医療所、救護所</u> の開設状況 5～11 [略] 12 <u>ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]																																																							
[略]																																																								
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>途絶</u> の状況 2・3 [略]																																																							
[略]																																																								
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>災害ボランティア</u> の募集情報																																																							
[略]																																																								
〔県本部の担当〕 [略]																																																								
実施機関	担 当 業 務																																																							
市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]																																																							
県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]																																																							
[略]																																																								
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2・3 [略]																																																							
[略]																																																								
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報																																																							
[略]																																																								
〔県本部の担当〕 [略]																																																								
実施機関	担 当 業 務																																																							
市町村本部長	1～4 [略] 5 救護所の開設状況 6～13 [略] 14 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 15 [略]																																																							
県本部長	1～3 [略] 4 救護所の開設状況 5～11 [略] 12 <u>防災ボランティア</u> 、義援物資の受入れ等に関する情報 13・14 [略]																																																							
[略]																																																								
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI(株)	1 通信の <u>疎通</u> の状況 2・3 [略]																																																							
[略]																																																								
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	<u>防災ボランティア</u> の募集情報																																																							
[略]																																																								
〔県本部の担当〕 [略]																																																								
<p>修正理由</p>	<p>1 防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p> <p>2 所要の整理</p>																																																							

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-27	<p>第6節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>応急復旧</u></p> <p>[略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>	<p>第5節 交通確保・輸送計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 交通確保</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>道路啓開等</u></p> <p>[略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>
修正理由	防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴う所要の整理等	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-29	<p>第7節 公安警備計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 災害警備体制</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>広域緊急援助隊の活動</u> [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>	<p>第7節 公安警備計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 災害警備体制</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>警察災害派遣隊の活動</u> [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>第4 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、広域緊急援助隊の名称を修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-34	<p>第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第2・第3 [略]</p>	<p>第10節 県、市町村等応援協力計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。<u>この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>県、市町村その他の防災関係機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</u></p> <p><u>なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。</u></p> <p>5 <u>県、市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</u></p> <p>6 <u>県、市町村その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点を確保等を図り、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。</u></p> <p>第2・第3 [略]</p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、遠方の地方公共団体等との協定締結、大規模災害発生時における応援協定に基づく応援体制の構築、応援計画等の策定に関する事項等について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-36	<p style="text-align: center;">第12節 <u>ボランティア活動計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア活動</u>に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 2 被災地における<u>ボランティア活動</u>に対するニーズ把握に<u>努める</u>。 3 <u>ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等</u>その受入体制の整備に努める。 <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>ボランティア</u>に対する協力要請 [略] 2 <u>ボランティア</u>の受入れ [略] 3 <u>ボランティア</u>の活動内容 [略] 	<p style="text-align: center;">第12節 <u>防災ボランティア活動計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア活動</u>に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。 2 被災地における<u>防災ボランティア活動</u>に対するニーズ把握に努める。 3 <u>防災ボランティアの受付、防災ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等</u>その受入体制の整備に努める。 <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>防災ボランティア</u>に対する協力要請 [略] 2 <u>防災ボランティア</u>の受入れ [略] 3 <u>防災ボランティア</u>の活動内容 [略]
修正理由	<p>防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、「ボランティア」を「防災ボランティア」に修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-40	<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。</p> <p>3 [略]</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1～6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 広域一時滞在 <u>【本編・第3章・第16節・第3・7 参照】</u></p>
修正理由	<p>防災基本計画（平成 24 年 9 月 6 日修正）の修正に伴い、災害発生当初における救出救助活動への人的資源等の優先配分及び広域一時滞在に関する規定を追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-41	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>医療救護班の編成</u> [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>第4 後方医療体制</p> <p>1 <u>後方医療体制の確保</u> [略]</p> <p>2 <u>後方医療活動</u> [略]</p> <p>第5・第6 [略]</p> <p>第7 健康管理活動の実施 [略]</p> <p>第8・第9 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第16節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした後方医療体制の確保を図る。</u></p> <p>3～5 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>医療救護班・歯科医療救護班の編成</u> [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>第4 後方医療活動</p> <p>1 <u>災害拠点病院の活動</u> [略]</p> <p>2 <u>災害拠点病院以外の医療機関の活動</u> [略]</p> <p>第5・第6 [略]</p> <p>第7 災害中長期における医療体制 [略]</p> <p>第8・第9 [略]</p>
修正理由	<p>1 第2章・第5節の2（災害医療体制整備計画）の新設に伴う所要の整理</p> <p>2 （社）岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴う所要の整理</p> <p>3 東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえ、大規模災害時における中長期の医療支援活動体制について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																												
2-3-46	<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="284 479 844 931"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あつせん</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あつせん 2・3 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="284 976 844 1476"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あつせん	県本部長	1 応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あつせん 2・3 [略]	部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括	[略]				<p>第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="885 479 1445 931"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村本部長</td> <td>被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あつせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営</td> </tr> <tr> <td>県本部長</td> <td>1 応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 2・3 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="885 976 1445 1476"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>地域福祉課</td> <td>福祉班</td> <td>災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 [略]</p>	実施機関	担当業務	市町村本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あつせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営	県本部長	1 応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 2・3 [略]	部	課	地方支部班	担当業務	[略]				保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括	[略]			
実施機関	担当業務																																													
市町村本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あつせん																																													
県本部長	1 応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あつせん 2・3 [略]																																													
部	課	地方支部班	担当業務																																											
[略]																																														
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括																																											
[略]																																														
実施機関	担当業務																																													
市町村本部長	被災住宅の応急修理、公営住宅等の入居あつせん及び県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営																																													
県本部長	1 応急仮設住宅の供与・管理運営、公営住宅の入居あつせん及び活用可能な民間住宅の情報提供 2・3 [略]																																													
部	課	地方支部班	担当業務																																											
[略]																																														
保健福祉部	地域福祉課	福祉班	災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び被災住宅の応急修理に係る事務総括																																											
[略]																																														
修正理由	防災基本計画（平成23年12月27日修正）の修正に伴う応急仮設住宅の管理運営の新設																																													

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-49	<p style="text-align: center;">第 21 節 <u>防疫計画</u></p> <p>第 1 基本方針</p> <p>1 <u>被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。</u></p> <p>2 <u>震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、他の都道府県等の協力を得て、防疫措置を実施する。</u></p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 <u>防疫の実施体制</u> 【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】</p> <p>2 <u>防疫用資機材の調達</u> 【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】</p> <p>3 <u>防疫情報の収集及び広報</u> 【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】</p> <p>4 <u>防疫措置の指示等</u> 【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】</p> <p>5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 21 節 <u>感染症予防計画</u></p> <p>第 1 基本方針</p> <p><u>被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。</u></p> <p>第 2 [略]</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1 <u>感染症予防活動の実施体制</u> 【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】</p> <p>2 <u>感染症予防用資機材の調達</u> 【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】</p> <p>3 <u>感染症情報の収集及び広報</u> 【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】</p> <p>4 <u>感染症予防活動の指示等</u> 【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】</p> <p>5 [略]</p>
修正理由	「防疫」を「感染症予防」に修正するなど、所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-51	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>第23節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領 1～3 [略]</p> <p>4 遺体の埋葬</p> <p>○ <u>市町村本部長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。</u></p> <p>○ <u>県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合の協力を得て、調達又はあっせんを行う。</u></p> <p>5・6 [略]</p>
修正理由	東日本大震災津波に係る災害対応の検証結果を踏まえ、埋葬用品等の調達等について追加	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-53	<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 学校施設の<u>確保</u> [略]</p> <p>2~9 [略]</p>	<p>第25節 文教対策計画</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 学校施設の<u>対策</u> [略]</p> <p>2~9 [略]</p>
修正理由	所要の整理	

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-55	<p>第27節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 <p>第2・第3 [略]</p>	<p>第27節 ライフライン施設応急対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、東北経済産業局長にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。 ○ <u>電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。</u> <p>第2・第3 [略]</p>
修正理由	<p>1 防災基本計画（平成24年9月6日修正）の修正に伴い、ライフライン施設の事業者における広域的応援体制の整備について追加</p> <p>2 所要の整理</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-4-3	<p>第3節 復興計画の作成</p> <p>第1～第3 [略]</p>	<p>第3節 復興計画の作成</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 災害記録編纂計画</p> <p><u>県及び市町村等は、防災対策の向上のため、災害等の状況や被害、それに伴う防災対応について、正確に記録を残し、とりまとめる。</u></p>
修正理由	<p>災害教訓の伝承及び防災文化の醸成に資するため、災害記録の編纂について追加</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-1	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 推進地域 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、<u>東磐井郡藤沢町</u>、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</p> </div> <p>第3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 総則</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 推進地域 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域</p> </div> <p>第3 [略]</p>
修正理由	平成 23 年 9 月 26 日の一関市と藤沢町の合併に伴う整理	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-5-3</p> <p>2-5-4</p>	<p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1 地震発生時の応急対策</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 保健衛生・<u>防疫活動</u></p> <p>県・市町村及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</p> <p>その活動については、第3章第16節「医療・保健計画」に定めるところによる。</p> <p>第2・第3 [略]</p>	<p>第3節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1 地震発生時の応急対策</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 保健衛生・<u>感染症予防活動</u></p> <p>県・市町村及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。</p> <p>その活動については、第3章第16節「医療・保健計画」及び第21節「<u>感染症予防計画</u>」に定めるところによる。</p> <p>第2・第3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>「防疫」を「感染症予防」に修正するなど、所要の整理</p>	